

## さいたま市伝統産業事業所の指定要件



### ○共通要件

主たる事業所又は店舗所在地が市内にある事業者

### ○伝統産業に属する事業所

次の①～③を全て満たすこと

- ①指定を受けた産業において、事業を行っていること。
- ②岩槻人形協同組合、大宮盆栽協同組合、浦和のうなぎを育てる会に加入していること。
- ③江戸時代からの手しごとの伝統的技術を継承していること。

### ○伝統的な工芸技術を継承する事業所

次の①～③を全て満たすこと

- ①製造過程の主要部分が手工業的であること。
- ②おおむね15年以上にわたって市内で当該事業を継続していること。
- ③10年以上実務に携わり、高度の伝統的技術・技法を有している者が在籍していること。

### ○地域の特性と深い関連のある事業所

次の①～③を全て満たすこと

- ①その成り立ちが、本市の風土や歴史等の地域特性と深く関連していること。
- ②市内で70年程度当該事業を継続している、若しくは4代以上にわたって事業を継承していること。
- ③経営の根幹において、その伝統性に重きを置いていること。